

## 協同組合に関する調書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
大阪港湾局長 様

申請者

申請時現在の当協同組合における組合員に関する事項は、次のとおり相違ありません。  
また、当協同組合が公募参加申請を行う場合には、組合員が単独の企業としての参加要請を行いません。